

で、こういう問題について審査権を持つという行政管理庁設置法の一部を改正されることについては、その趣旨には賛成であります。しかしながら、こういうふうにやみくもにふえていくと、いうことについて、どういう理由でやみくもにふえていくのかという点について、もう少し行政管理庁のお考えを聞きたいわけなんです。競争みたいに作るのですよ。本来行政管理庁でやつていいようなものまでどんどん作るのです。ことしなんかも八つであります。去年も八つ、その前の年も八つと、こんなやみくもにふえるといふにつけて、今まで政府全体として統一ある措置をしなかったという点については、問題があると思いますけれども、しかし、いずれにしましても、これは形としてこのよう雨後のタケノコみたいに競争的にぬけぬけとこういうものが統々作られるという点について、もう少し行政管理庁の見方を伺いたいと思います。

○鶴園哲天君　これは私一般の今の行政官厅の中におきます風潮のよくなきものとして申し上げて御意見を承りたいと思います。これは局長をやめたのであります。これは局長をやめ、あるいは次官をやめる、今大体各省厅の場合におきましては、五十才が次官なり局長がやめられる年配になつたのであります。これは局長をやめ、あるいは次官をやめます。ですから大体その年令でやめられる、そうしますと退職金というのはおそらく二十五、六年、二十七、八年の年限でありますから一百万円かちょっとくらいの金だと思います。退職金は二百万かちょっとくらいの金である。そして退職年金、恩給といわれるもの、これが二万円ちょっとになるのじやないかと思います。若年停止でござりますから二万円ぐらいの数字みたいになるんじやないかと思います。そういたしますと、退職金の問題にいたしましても、あるいは恩給の問題にいたしましても、これはどうもそれだけでは食えない。そういうところから会社、営利会社等に下る、あるいは公団、公社を作つてそこに行くというようなことにならざるを得ないんじやないかという私は気持を持つておるわけであります。たださていう外郭団体的な公団、公社を持つていない行政管理厅あるいは会計検査院あるいは人事院、こういうところは例外的な現象といたしまして、それ以外のどころでは大体こういうよな風潮になつておるのではないか。課長になりましてしばらくたつというと、課長の連中というのは、公団に行くとい

うことしか考えていない、会社に行く
方が低くて苦しい、しかし、あと五年
くらいで公団あるいは会社等に行くな
らば、われわれの月給は一擧に二倍か
ら三倍になるんだ、こういう期待感を
持つておる。ですからそういう関係で
申しますと、これは非常に妙な風潮な
り空氣になつてゐるんじゃないかと思
います。御承知のとおり、公団、公社等
に行きますというと、これも給与が一
挙に二倍から三倍になる、御承知のと
おりであります。そうして逐次公団、公
社の中にも年功序列ができまして、だ
んだん公団でない事業団の大きなどこ
ろに移つていく、そのためにやめる、や
めますというと退職金がべらぼうにで
つかい。公務員でありますときは、こ
れは御承知のとおり、年を単位にして
退職金をはじきます。公団の場合は月
を単位にしてはじく、ですから二十八
年勤めておつても二百万ちょっとと、し
かしながら、公団の理事長を二年勤め
ると、これは二十年分、二十八年分の
退職金というのが優に出来る、大体四、
五年勤めますというと、一千万ととい
う退職金が出る。月給は二、三倍になる
わ、退職金は、月をもつて勘定される
では、これは高級官僚のパラダイス、
それは一般に行政官庁の中ではそういう
ふうに見ておる、天国だとこう言つ
ておる。それで一体、能率が上がるあ
るいは非権力的な面について能率を高
めるこういうようなお話でありますけ
れども、そうではない。そうでない面
が今日非常に露骨に出ておるんじゃな
いかと私とも思うんです。どうも役人
天国というんですか、高級官僚の天国
といふんですか、目にするものがある

と私もども思います。そうして九九%の公務員というのはこのパラダイスなんかに行きっこない。それが同じ公務員としての待遇を受けておる。先ほど申し上げましたけれども、そういう事業団なり、公団等にやめた高級官僚といふのは一挙に二倍、三倍の月給で行く、退職金は月で計算してもらおう、しかしながら、そこに働いてる職員はこれは公務員から行っておる、また、公務員が帰つてくる。その給料は二割くらいしか高くない。公務員と比べて二割くらいしか高くない。こういうふうな公団なりあるいは事業団なりのあり方といふものは、これは公務員制度を非常にはなはだしく混乱さしていい、こういうふうに私は前から思つております。こういう点について、行政監察を通じ、あるいは行政管理庁としてどういうお感じを持っておられるのか、この機会に承つておきたいと思います。

は言い切れない面もございます。現在、相当国の行政機関から切り離しまして自由な運営をするということを建前にしながら、実際は相当こまかい手渉がございまして、その機能が十分發揮できないような面もございます。人事の面につきまして特に監察をいたしたことはございませんけれども、大体、企業的センスを取り入れて能率を上げていくということに一番必要なのはやはり全体を経営する方針であるということが考えられますので、従来監督官厅におきまして、大体、総裁、理事長というような全體の經營者といたしましては、民間のそういう方面のベテランを採用することに非常に苦心をいたしております。相手のあることでございましてから、必ずしもすべてがその目的は達しておりませんけれども、総裁、理事長というようななところの人事につきましては、相当そういう考慮を払われております。その下の役職員の幹部といましましては、これは仕事のベテランを連れてくる必要がある程度のことで、ほんとうに仕事のできる人ということとで選考をしておるわけでござりますが、その結果といたしまして、大体そういう従来同種の事務に練達の経験者を連れてくるというようなことから、各省の経験者が入ってくるというものが多いと思います。そういうことからくる弊害もいろいろ論議されておるわけでございますが、一面においてはやはりそういう専門家であるということの利点もあるのではないかと思います。ただ先ほど鶴園先生が申されましたように、給与その他の関係で一般の行政機関と非常に較差がある、あるいはまた、役員と職員との間の取り扱い

に不均衡があるというようなことが論ぜられておるわけでございます。そういう面につきましても、やはり今後次第に改善を加えていくべきものがあると存じますが、従来の監察等によつて見ました実情から見ますと、これはむしろ、本来相当独立的な経営をするべき地位を与えておきながら、事实上各省がそれに強力な指導といいますか、干渉といいますか、規制を加えていくということのために、十分の機能が発揮できないというような点が特に注目される点でございます。で、今後そういう面のほかにあるいは人事運営の点とそういうような点についても十分注意をして調査いたしたいと思いますが、今までのところでは主としてそういう面の欠陥ということが一般にいわれておりますけれども、その半面に、また、全体としては利益といいますか、効果を上げている面もあると思いますので、全体的に監察しないと結論はなかなか申し上げにくいと思います。そういうことで今後の審査をいたして、新設を認めあるいは従来の制度を改善し申しますか、あるいはトップの管理機構というようなものにつきましては、やはり組織の運営とあわせて構成と申しますか、あるいは過大な管理機構といふようなもの、上部構造を過大にするというようなことがないよう注意をして審査すべきものであると考えております。

務員として二十年なり二十五年、三十年近く働いてきた者が、その大部分は企業的な能力はない。私はそう思う。本来ないものを無理して、民間の人を連れてくるのならともかく、そういうふうなことは三十余年近く公務員として勤めた、しかもさわめて権力的な行政をやった者が何で能率的な経済ベースに乗ったような企業運営というようなものができるか、そこに私は本來問題があると思うのですね。ですから、官庁の中でよくいわれるよう、これをどんどん、どんどん作っちゃう、局を作る、あるいは外局を作るわけにいかない、だから外へ作つちまつて、そういうやめる高級公務員の行き場所を作つているとしか思えない面が非常に強いわけですよ。それを強調すると、少し変に強調し過ぎる点もあると思います。あると思いますけれども、今の風潮はそういうような状況になつておるのじやないかと私は思うのですね。何ゆえに公務員というのは局長なり次官というものが五十になつたらやめなければならぬのか。せつからく二十年なり二十五年訓練して、今やほんとうに働き盛りになつた五十才前後の局長なり公務員のトップ・クラスの連中がそこでなぜやめなければならないのか。もつと白髪の局長を作りあるいは白髪の次官を作つたつていいじやないかと私は思うのです。

才までだ、一般職員は六十才、こういうような申し合わせ的な定年制を作つたということが、この間、毎日新聞かでやめたですね。それが逐次延びてきて、満五十才前後になつてます。では、局長、次官というのは満四十四才でやめたですね。もっと延ばしたらどうか。それでもっと延ばしたらどうか。それと給与をよくしたらいいじゃないか。これから働き盛りのときに……しかも企業的な能力はないです、三十年も勤めたら。そういう者を、企業運営をやめるのだと、蔵大な公団、公社、事業団というものを統々作つて、そこへ投げ出すのじゃなくて、そういうようなことを考えたらどうかと私は思う。日本だけじゃないでしようか、五十才前後で高級公務員がやめるというのは、その意味で、私は、もう一ペん監査局長に伺いたいのは、昨年の八月か九月に、綱紀凜正というような内容をもちまして、行政管理庁が調査したことがある。その中に、公団、公社、こういうものが、公務制度に対してどのような、あるいは公務員の綱紀に対する、どのような影響を及ぼしておるかという点も調査をすつたと私は記憶しておる。現実問題として、公務員の制度なり、あるいは公務員の給与制度なり、そういうものに対し、こういうものが、どういう影響を及ぼしているかという点について、重ねて、そのときの調査を思い出していただいて御答弁をいただきたいと思います。

をいたしたのであります。だしかし一昨年、暮れであったと思います。その結果は、大体、役所に入まして、割合に早い時期の者が非常に大きなパートメントを占めております。特に、こうしたことの影響というものは感じておりません。そのときの調査におきましては、特別に、そういう公社、公団の關係が、どういうふうな影響を及ぼしかかというような観点の調査をいたしておりませんので、結論的に、影響があるなしということを申し上げるわけには参りませんが、いずれにいたしましても、どういう影響があつたかということは、実は、今のところ、十分つかんでおりません。

第一高級公務員というのは、公務員の給与を上げることについては全く関心がないですね。困っていることは知っていますが、自分らも、と言う。しかしで、そこに行けば二倍になるのだ、三倍になると、いうことしか考えていない。退職金は月で計算してもらう。公務員のパラダイムスだと、こう言う。こういうところが、根本的に公務員制度というものを、ちゃんとくちやにしているのじゃないかと私は思うのですがね。どうもこういう点を、政府としてお考えになるところがやはりないというと、これは全く公務員といふものは、妙なところに追い込まれますね。

それから行政管理庁が、昨年の十二月に出されました、二十二の公団、公社、事業團等について、主務官庁はどういう監督行政を行なっているかといふことをついて、監察を行なわれて監督しておられますね。これを見てみますと、これじゃどうにもならぬという気がしますね。一体公団、公社は、統々として作るのだが、あとはどうしているのかという印象を受けますですね。先ほど局長からお話を聞きますと、何かそうでもない面がある、いい面もあるように盛んにお話しですが、確かにそれはあるかと思います。しかし、出ている二十二の公団、公社に対する行政管理庁の監察、主務官庁がどういう監督を行なっているかという点については、私はこれは見た限りにおいては、むちゃくちゃだと言いたいほどですね。まあ、行政管理庁ですか、非常に丁寧なやわらかい言葉を使

才までだ、一般職員は六十才、こういうような申し合わせ的な定年制を作つたということが、この間、毎日新聞か読売新聞かに出でおりましたですね。で、御承知のように、七、八年前には、局長、次官というのは満四十四才でやめたですね。それが逐次延びてきて、満五十才前後になつてします。もっと延ばしたらどうか。それでもっと給与をよくしたらいいじゃないか。これから働き盛りのときに……しかも企業的な能力はないです、三十年も勤めたら。そういう者を、企業運営をやめるのだと、いうことで、膨大な公団、公社、事業団というものを、続々作つて、そこへ投げ出すのじゃなくて、そういうようなことを考えたらどうかと私は思う。日本だけじゃないでしようか、五十才前後で高級公務員がやめるというのは、その意味で、私は、もう一ペん監察局長に伺いたいのは、昨年の八月か九月に、綱紀凜正というような内容をもちまして、行政管理庁が調査したことがある。その中に、公団、公社、こういうものが、公務制度に対してどのような、あるいは公務員の綱紀に対して、どのような影響を及ぼしておるかという点も調査なすったと私は記憶しております。現実問題として、公務員の制度なり、あるいは公務員の給与制度なり、そういうものに対し、こういうものが、どういう影響を及ぼしているかという点について、重ねて、そのときの調査を思い出していただけで御答弁をいただきたいと思います。

をいたしたのであります。だしかし一昨年、暮れであったと思います。その結果は、大体、役所に入まして、割合に早い時期の者が非常に大きなパートメントを占めております。特に、こうしたことの影響というものは感じておりません。そのときの調査におきましては、特別に、そういう公社、公団の關係が、どういうふうな影響を及ぼしかかというような観点の調査をいたしておりませんので、結論的に、影響があるなしということを申し上げるわけには参りませんが、いずれにいたしましても、どういう影響があつたかということは、実は、今のところ、十分つかんでおりません。

第一高級公務員というのは、公務員の給与を上げることについては全く関心がないですね。困っていることは知っていますが、自分らも、と言う。しかしで、そこに行けば二倍になるのだ、三倍でもなるのだと言っている。退職金は自分で計算してもらおう。公務員のパラダイスだと、こう言う。こういうところが、根本的に公務員制度というものを持ちやくちやにしているのじゃないかと私は思うのですがね。どうもこういう点を、政府としてお考えになるところがやはりないというと、これは全く公務員といふものは、妙なところに追い込まれますね。

それから行政管理庁が、昨年の十二月に出されました、二十二の公団、公社、事業團等について、主務官庁はどういう監督行政を行なっているかといふことをついて、監察を行なわれて監督しておられますね。これを見てみますと、これじゃどうにもならぬという気がしますね。一体公団、公社は、統々として作るのだが、あとはどうしているのかという印象を受けますですね。先ほど局長からお話を聞きますと、何かそうでもない面がある、いい面もあるようだ盛んにお話しですが、確かにそれはあるかと思います。しかし、出ている二十二の公団、公社に対する行政管理庁の監察、主務官庁がどういう監督を行なっているかという点については、私はこれは見た限りにおいては、むちやくちやだと言いたいほどですね。まあ、行政管理庁ですか、非常に丁寧なやわらかい言葉を使

つておられます、が、長年、こういう文章を見ることになれたものから言いまとと、これはもうむちやくちやだ、何を一体行政管理庁はやっているのか。こういう私どもの知っていることの少ない事業団についてもこのとおりだ。だから何をやっているかという気がしてしょうがないのです。

れに関連して、衆議院で附帯決議がついていますね。「関係官庁に在職した高級公務員がこれらの役員に就く傾向が著しく、かくては国民の疑惑を招く虞なしとしない。」という、それで政府は「指導監督に万遺憾なきを期するよう」という附帯決議がついています。もつともな話だと思うのですが、私はこのことから公団、公社、それから事業団、こういうところへ行つた高級公務員は、やめておりまあけれども、公務員と似たような服務義務を課してある。ところが、その連中は、それと密接な関係にある営利会社に統々舞いおりて いる。ある営利会社に統々舞いおりて いる天下ることに、国家公務員法百三条によつて禁止してある。これは公務の公正と服務の厳正さを保つためにそういう措置がしてある。しかし、これはさる法であり、ざる運営をやっておりまして、公務の厳正を保つために、これは公共の利益を守るために、当然そうあるべきだと思うのですが、これから舞いおる場合は全く野放し、これは一体どういうふうになさる、しなければならないと思つておらぬのか、今後これはどうするつもり

なのがある。公団の周囲にはいっぽい菅利舞いおりていい、それは野放しです。パラダイスと言われる側面がそこにも一つある。これはどういうふうに行政管理庁として見ておられるのか。何かこれについてかかるべき手を打つ必要があるとお考えなのか、その点をひとつお尋ねをいたします。

○政府委員(山口酉君) 御意見のとおり、公団等からその関係の営利企業に入りますことについては、何ら規定上禁止されたものはございません。要は自肅自戒と申しますか、そういう問題であると思います。退職した後において、就職の自由と職業選択の自由ということが認められておりますので、これを禁止するにはやはり法律的措置が必要であろうと思います。ただ、行政機関がその関係いたしました営利企業にいわゆる天下りをいたしたことにつきましては、その在職中の公正を乱るというおそれがありますために、そういうことを禁止されているわけでございまして、公団等につきしましても、やはり公其的な仕事をいたしておりますので、それが同様に公団等の業務の公正な運営を乱る、その弊害が大きいということになれば、やはり一つの禁止の対象になり得るものではないかと思います。そういう法律を作りますとしても――作ることは可能であるのか、存じませんが、ただ現在まではそういうものから――鶴園先生はお詳しいようでございますが、私どもまだ現実にたくさん天下るといいますか、公団等から関係のほうに出ているという実情を十分承知いたしておりませんが、将来そういうふうな実情が顕著で

運営に弊害があるということになれば、やはり一つの検討問題であると考
えます。

○鶴園哲夫君 これは本来、政府が行
なうべき事業を公団、公社あるいは事業
団という形でこれを経済ベース、企
業ベースに乗せるために置いてある。
そこに働いている人たちについては、
公務員に準ずるような服務と義務を課
してある。公務の延長といつても差し
つかないような義務を課してある。
それがその公務の公正さと公平さ、そ
れを保つためには、そこから人々と開
連ある當利会社に天下る、それが野放
しになつてゐる、こういうことでは、
これはやめた五十才から五十五、六、
五十七、八という人の問題であります
から、局長なりそういうところに直接
の目には届かないかもしれない。しか
し、これは非常な不満がある。ですか
ら、行政管理庁としてぜひひすみやかな
機会にそういう問題についての監察も
ひとつしていただきたい。何しろ百近
いというわけですから、でっかい数字
ですよ。そこから関係當利会社に天下
るというようなことは相当大きな問題
がある。ですから、すみやかな機会に
行政管理庁として、それが公益企業に
どういう影響を及ぼしているのか、そ
の点についての監察調査もぜひひとつ
お願いをしてみたいと思うのです。それを
ひとつ川島長官に伺つておきたいと思
うんです。

○政府委員(山口一夫君) 審査にあたるべき基準が方針的にも、またその方針に基づきまして、事務的にもきまることがあります。ただ、国の行政機関の新設と並びまして、公團その他の特殊法人の新設ということは、相当の国の中の政治全体の中に占めるウェートの大きな問題でございます。したがつて、新設にあたつての審査の基本的な基準につきましては、当然閣議の段階において國の政策として抑制方針を出しますなりあるいはその抑制方針のもとに置いて次の年度、将来においてはさしあたりどういう方面的の仕事に重点を置くべきかという基本線が出て参ると思います。したがつて、その基本線に基づきまして事務当局におきまして、その基本の方針に即したワクの中で大体浮かんできたものにつきまして、事務的な審査に入るわけであります。したがつて、その次の段階になりますと、結局行政組織、広い意味の國の行政組織全体を管理する國の行政機関並びに特殊法人を含めました全体の組織が適正であるかどうかという点に、事務的判断の基礎を置きまして、まず問題になります特殊法人の仕事が、非常に公益性の強い、國家的色彩の強い事業であるかどうか、その事業の性質上、これを特殊法人以外の営利会社、その他私の法人等に行なわせることが不適当であると認められるようなものにつきましては、当然これは特殊法人として組織化すべきものであるということの一つの目安が、公共性の点においてつくらうと思います。それから次に、事業の内容から見まして、非常に業務の能率的な運営をはかるために、國の組織として

約——法律上の制約、あるいは予算上の制約、その他の制約をある程度はございまして、弾力的に運用させるほうが適当であると認められます事業、大体において、この事業は企業的の色彩の強い事業でございます、そういう事業であるかどうかという点を、一応、問題となりました特殊法人につきましては審査をいたすということになると思ひます。それからさらには、当然のこととでございますが、行政組織全体の適正な管理という見地から見まして、既設の特殊法人その他と競合のないものである、あるいはまた、その組織があまりに仕事が細分化され過ぎていて、そのために存続の価値がないというようなもの、組織全体から見て不適当であるというふうに認められますものにつきましては、当然これを認めないと、いうような判断の基準が一応抽象的に立ち得るかと思うのであります。しかし、いざれにいたしましても、問題自体が重要な問題でございますので、十分に行管いたしましては、長官の御方針に沿いましてその方針のもとににおいて審査を行なつて参りたい、かよううに考えております。

と、こうなると思うのですが、この運営の面について一部審査権をお持ちになるわけです。それが一体どの程度の力を持つのか。私は、過去の行政管理庁の審査権について、長年の過去の審査権を見てみて、これはおそらく、今回の審査権というのはあまり効果を持たないというふうに思うわけです。というのは、過去、行政整理、あるいは機関構を新しく作る、局を作る、あるいは外局を新しく作る、こういう審査権を定員外職員を定員内に入れるというような場合を見た場合、あるいは機関構のよう、局を作りましても金はない。あまり要らない。人員がふえるにいたしましても、せいぜい一けたか二けたであります。予算の面ではそう大きな問題はない。予算とは関係ないと言つても、いくらいに、今、新しい局を作る、あるいは部を作るというような場合には、そういう状態ですね。そういう場合には、行政管理庁はある程度の力を持っている、審査権を持つている。しかしながら、これが予算と大きく関係していく、大きな行政整理をやる、あるいは大きな定員外職員を定員内に繰り入れる、あるいは予算を伴う。ようなくらいです。今回の公合には、これは行政管理庁の審査権というものは、全く、あるようないところには、予算を伴う、人事を伴う。その点については行政管理庁というのではなくて、公社といふこの審査権というものは、予算を伴う、人事を伴う。その点については行政管理庁の審査権といふことはない。タッチと言つてもいい。しかも、その面が大きい。過去の私今申し上げたような行政管理庁の審査権といふ

な予算を伴わない場合には審査権と
うのはその効力を発揮している、し
て、大きな予算が伴うという場合は
これは行政管理庁の力ぢやなくて、
藏省の力、審査権というのはその場
には、ある意味では空に帰してしま
う、これは出でるのは予算の面
では、これは公団、公社とい
うおそれすら私ははつたと思う
であります。今回の公団、公社とい
うのは、これは大藏省なり各省
から出でる、人事の面から出でくる
その人事は、これは大藏省なり各省
です。予算は、大藏省と各省突っ込ん
くるという場合には、これは過去の面
縛からいって、そういう場合には行
はりもそういうことになりやしませ
ん。それは、川島さんが長官との
管理庁といふのは審査権がなかつた
いってもいいぐらいになつてゐる、
回もそういうことになりやしませ
んか、それは、川島さんは、長官のと
は、長官でおいでのときはいいとい
ふ感じもします。私はそういう印象を
つてゐる。審査権があるけれども、
これはどうも有名無実なものになりや
ないかというようには感じるので、
過去の経緯からいって、監察局長、
ういうふうに御判断をなさいますか
これは局長、長いわけで御承知だろ
うと思ひます。

か、大合のうのうか、で経験をうなぎのわすれど、今んきう持つてしむすと、行政と大藏省との間を往復いたしまして、そしていすれかで有利に事務を運ぼうというよな気持が動きます。ためにやや割合予算といたしましては、そ多くないよな機構などにつきましては、大藏省のほうで認めてもらおうことのほうが割合やすかつたと言ふと弊害があるかもしれません。認められやすい傾向にあつたわけでござります。

まあ、そういうことで、大藏省のほうで先に機構を承認してもらつて、その結果を行政管理厅に持つてきて審査をして、その結果を大藏省のほうに知らせることをするというよなことになつた例が相当過去にはござります。しかし最近は、行政管理厅のほうで先に審査をして、その結果を大藏省のほうに知らせること。大藏省はそれに基づいて予算をつけるということにいたしております。ただその場合に、幾らか——実情を十分鶴園先生は御承知のこととございますから別に隠し立ては申し上げませんが、最後にはやはり大藏省は財政を手持っておりますので、財政の見地から意見はいろいろ出ます。その間に事務当局で折衝をするという段階はござりますけれども、これは政府機関の内部の連絡調整の問題でございまして、役所の権限といたしましては行政管理庁が審査権がございますし、そしてそちらのほうが専門家でござりますので、その発言力がものをいうといふことにならなければならぬわけでござります。

は、最近においてようやく行政管理庁のほうで実質的に審査をするようになつたと、こういうことが偽らざるところです。

○鶴園哲夫君 私は、繰り返して申し上げておきますけれども、今局長お話しになりますて、行政管理庁の持つておられる審査権といふものは、過去の経緯から言うと、局長が今お話しになつたのは、あまり予算を伴わない局部の新設あるいは定員増、それも一けた二けたというのでありますからして、予算はあまり伴わない。そういう場合においては、専門家である行政管理庁の審査権といふものが存在し得る。しかし、予算を大きく伴うようなものになると、財政的な見地といふのが大きくなってきて、行政管理庁の審査権といふものは何かないような感じであります。今回のこの公社、公団等の問題については、これは何といましても予算が大きくなっている。財政的な見地が大きい、人事面が大きい。圧倒的に、人事面が大きい。そういう場合についての審査権といふのは、これはよっぽどはつきりしないことには、どうもまた過去の経緯からいっておかしくなめになりやしないか。川島長官が長官のときはよろしうございましょう。そんな私は印象を持つわけです。その点をひとつ重ねて申し上げておきたいと思います。

なお、こういうようなことをやられ

るわけがありますけれども、今度衆議

院で修正が行なわれまして、新設と、目的の変更以外に重要な制度の改正——業務の範囲の変更だと、役員の増減、資本金の変動あるいは行政の監督方針の変更、こういうようなものも加わってきますですね。その場合にして、これはおそらく管理局でおやりになると思うのですが、何かついたりみたいな形でおやりになると、これはいよいよもってどうにもならないという私は印象を持つてゐるわけです。拝見いたしますと、このために特に人員が三人、四人ふえるといふわけでもないようですし、今の人間の中でも何かやりくりなさっておやりになるようでありますけれども、そういう問題につきましても常々承知をしていかなければならぬ。そういうようなだけの仕事をなさうと思えば相当調査もしなければならない、その運営の組織に考えていらっしゃらないように私は思うのです。特にこの場合において問題になるのは、管理局でやるだけではなくて、監察局でこの公團、公社等について監察権を持っておられるから、その監察局と管理局とがある意味で総合された形でこれらの問題を取り扱わなければ、力ないと私は思つたのです。そういう面についてお考えあるのかどうか。何も人がふえるわけでもないし、何もないわけで、何か兼務みたいなことでおやりになるわけじゃないですか。そんなもので一体こういうものができるというふうなお考えなのかどうか、その点をひとつお尋ねしたい。私は少なくともこれは室ぐらいを設けるか何かしなければ、これはでまつこないと思いますね。いかがでござ

○政府委員(山口一夫君) 法律成立後における事務につきましては、きわめて重要な仕事がござります。これに必要な資料の収集その他につきましては、きわめて直ちに着手をいたしまして、審査に着手いたしましては、監察局、管理局十分につきましては、監察局、管理局十分連絡をいたしまして、両者で総合した力をもつて審査を行ないたいと思つております。

さらにお話をのように、機構の審査され自体は、當時の監察の結果と表裏一体をなして判断しながらやらないわけにはいけない問題でござります。この点につきましては、監察局、管理局十分連絡をいたしまして、両者で総合した力をもつて審査を行ないたいと思つています。

人の点につきましては、とりあえず公団、公庫等の特殊法人に関する事務を総括するために、管理官一人を専任にそのためにあたがう予定でござります。それから一般の審査につきましては、現在七人の管理官が各省を分担して各省の行政機関の審査をいたしております。公団、公庫等につきましては、それぞれ各省ごとの系列がござりますので、各省担任の管理官が自分の担任する省の系列に入る特殊法人につきましては審査をするという建前で、本立て審査の態勢を整えて参りたいと考えております。

○鶴園哲夫君 私は、まあ確かに今お話をのように、管理官一人を置いて、そしてそれを管理官がまた系列的におられるわけですから、そういうものと調整をとりながらやっていかれるというお考えはわかりますけれどもね。しかし、何せ監査の基準が法理的に明示されていないし、それも非常にあいまいな感じが私はいたしますし、さ

にまた、先ほど申申し上げておるよ
に、審査権そのものもさわめて私は
い、本来さわめて弱いのです、と
うふうに思いますし、そこへ持つて
て人間は一人しかいないというよう
のことでは、これは私はどうにもなら
のではないのかという感じがするわ
です。ですから至程度を設けられて
います。ですから至程度を設けられて
それは管理官一人おられてもいいが
室程度設けて運営なさつたらどうな
ですかね。これは重要であるがゆえ
です。ですから至程度を設けられて
私は特に主張いたしたいわけです。一
のごときものを設けて措置されるほ
どは相談室というのを設けられた。人目
がいいのではないかというふうに思
はふえないようですが、相談室を設
けられましたけれども、何か室みどり
いなものを設けておやりになるぐら
の組織的なかまえがないといふと、
なはだ私どもとしては心もないとこ
うを感じ持つてゐるのですがね。い
がでござりますか。

九三

のやえがります。さらにまた、遺傳的

は、最近においてようやく行政管理庁
も三年審査を管理局長としてやりまし
たけれども、毎年同様の状況ではござ
いませんで、従来の経緯もありまし
て、実際の事務の取り扱いとしまして
は、最近においてようやく行政管理庁

院で修正が行なわれまして、新設と、目的の変更以外に重要な制度の改正——業務の範囲の変更だとか、役員の増減、資本金の変動あるいは行政の監督方針の変更、こういうようなものも加わってきますですね。その場合に行政管理庁として、これはおそらく管理局でおやりになると思うのですが、何につけてこりゃこ、な形でどうやってこ

○政府委員(山口一夫君) 法律成立後における事務につきましては、きわめて重要な仕事がござります。これに必要な資料の収集その他につきましては直ちに着手をいたしまして、審査に差しつかえないよう態勢をとりたいと思つております。

にまた、先ほど申申し上げて居るよ
に、審査権そのものもさわめて私は
い、本来きわめて弱いのです、と
うふうに思いますし、そこへ持つて
て人間は一人しかいないというよう
なことは、これは私はどうにもなら
ないのかという感じがするわ
です。ですから室程度を設けられて
しまは曾り宮一へおらしてまいへば

のものがございます。さらにまた、積極的には公団公社、公庫等は各省にまがつて設置されますので、それら全額をある程度双方に見合いながら方針をきめていくという必要も国の行政機関の場合と同様にござりますので、たいまのところ、一人の責任者とそれ各省担任する管理官との協力によりまして、この問題は、必ずや速やかに解決されるものとおもっております。

務員の間では問題になってきたところあります。それでお尋ねしたいのは、国家公務員法の今問題の百三条の第二項に出ておりますところの、「國の機關と密接な関係にある」そういうものに「つくことを承諾し又はついてはならない」となっておりますが、密接な関係というものが問題だらうと思うのです。國の機關と密接な関係にある嘗利会社ということですが、この密接な関係というのは、人事院の規則一四一四を見てみましてもはつきりしない。この密接な関係というのは一体どういうことなのか。これは判定の基準として重要だと思いますのでお尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(大塚基弘君) お答えいたしましたが、言

いかえれば、利害関係——密接な申請しますからかなり厚い利害関係を持つ

というような場合と考えております。

そこで、御指摘のとおり一四一四の

系列の規則の中では、この密接な関係

というものを明らかにしてはおりませ

んのですが、規則一四一八のほう

に——この一四一八と申しますのは

「職員が官職以外の職務又は業務に從事する場合」のことなんですがこの運

用についての通達を出しておりますし

て、この中で「特別な利害関係」とい

うことをしておらずで規定しております。

そこを御紹介申し上げますと「特

別な利害関係」とは、補助金、外貨資

金等の割当、交付等を行う場合、会社

の設立、物件の使用、権利の設定等に

ついて許可、認可、免許等を行ふ場

合、生産方式、規格、經理等に対する

検査、監査等を行う場合、各種の統制

を行ふ場合、國税の査定、徵収を行ふ

場合等の監督關係もしくは權限行使の

關係または工事契約、物品購入契約等

の契約關係をいう。」まあ百三条のほう

におきましても、大体私どもがこうし

たものを密接な関係というふうに解し

ております。

○鶴園哲夫君 これは国家公務員法の

あちこちの関係のところを読んでみま

しても、密接な関係という点がなかなか

つかはつきりしていない言い方をしてい

るわけですね。今人事院の説明では一

四一八のところを御説明になつたの

ですが、これはそういう意味では、行

政学者関係に少しばかり趣旨を宣伝

をしておらぬですね。これは各行政法学

者が不安なようです。

○鶴園哲夫君 次に人事院が百三条の三項によつ

て、人事院規則が定めるところで個別

に承認を与えるわけですが、人事院か

らいました三十六年、三十七年

の嘗利企業就職承認に関する審査状況

については、その点を簡単に申し上げて

みます。

まず私どもとしましては、この規則

一四一四によりまして一般的に當て

はまるというふうな一般的な基準とい

うものは立てかねるのでして、個別審

査をいたしておりますが、しかしな

お、省庁と、それから嘗利企業との間

でだれが見ましても非常に密接な関係

がある、したがいまして、そういう場

合には理由のいかんを問わず、五年間

のうち何年かそういうポストに在職し

ているという場合にはこれは承認でき

る、一度嘗利企業のほうでもって、総

年、三十七年及びそれ以前におきまし

ても、大体十件と二十件の間、多いと

きは十七、八件、そういう件数がござ

ります。これは扱いの上から申しまし

てよけいなことでござりますけれど

も、一度嘗利企業のほうでもって、総

件数は覚えておりませんが、三十六

年、三十七年及びそれ以前におきまし

ても、大体十件と二十件の間、多いと

きは十七、八件、そういう件数がござ

ります。これは扱いの上から申しまし

てよけいなことでござりますけれど

も、一度嘗利企業のほうでもって、総

</div

○政府委員(大塚基弘君) ただいま申し上げましたように、調査はいたしておりません。しかし、大体においてその問題になつておられるのは、多くの場合、高級官僚の人事院に承認を得なければないないのは、行政職(の)俸給表の三等級以下及び四等級以下でも役員に就任する場合というふうにして、人事院の承認を要することにいたしておるわけであります。この辺の方々の就職後の動向ということになりますと、やはり世間でもある程度わかつておることないしは同僚その他後輩等にも知れわたつておることでして、その辺の方々が全く國家公務員法に反したような形で就職されるというよくなきケースは、まず私どもはないと思っております。で、先ほど申し上げたように、その辺のところの調査をいたしてはおりません。

それからもう一点、先ほど、この前の御質問にお答えするときに、最後に、略した形で申し上げないと申したのですが、実はこの百六十件件といふようない数字のうちには約半数はいわゆる密接な関係といふものは、私どもの申請の中ではない場合たとえば権限関係が実際には全然ない。それから管区機関以下の機関、二次機関以下の機関でありまして、管轄が全然違つておられるような場合は、これはもうわれわれといったましましては、一応審査をいたし

ねようなものが、申請しないで行つてしまふ。その場合の調査も、今の人事院の陣容等では、なかなかできがたいであろうと思うのでありますけれども、そういうものも私ども、近い例もありましよう。非常に少ない例でもあります。御承知をいたしておりますが、そういうふうなものも、なかなか調査をすることができないというふうに私どもは承知であります。それは少ないう例でありますけれども、そういうものがやはりあるというふうに私どもは考へておるわけです。

それは一応おきまして、次にこれは罰金を課することになり、一年以下の懲役に処することになつてゐるのです。が、そういう例が現行法律が施行されて、今、十五年になるのですが、昭和二十三年の末以来約十五年の間に何件くらいあったものか。

○政府委員(大塚基弘君) 百三条関係では全然ございません。ただ、念のために申し上げますが、御承知のとおり、規則の規定にございまして、二年間にわたりましては、少なくとも非役員の地位から役員にかわる、あるいは役員の地位でも仕事の性質の違う地位にかわるというような場合は、再度人事院に申請して承認を得なければならぬ建前になつておりますので、非常に少ないケースですが、なお二年間にそういうことがあつた事例もございまして、われわれとしては、この三等級以上に關しましては、いわゆる法の精神を無視したようなことが實際に起つてゐるというようなことは寡聞にして耳にしていないということでおきています。

とがない、まことにけつこうな話であります。次に、今、答弁の中にありましたように、承認を受けて就職をしても、二年以内の場合においては、先ほどのお話をのように、人事院に再申請をしなければならぬというのですが、そういうような例が今までにどの程度あるものか、この十五年の間に、大体の感じでいいます。

○政府委員(大塚基弘君) 実は手元には十数年間のはございませんので、昨年だけを当たつて見ましたのでは昨年中三件でございます。

○鶴園哲夫君 昨年三件、そうすると、一年間に百五、六十件天下る、二年間というと三百人くらいの人がおりるわけですが、その中で三件なんということ、これはまことに恥かしい話ですね。

さらに今、先ほどの答弁の中に、こいういうように三等以上については人事院で直接承認をしておられる、それで四等以下につきましては、人事院としては各省庁にこれを委任している、さらには各省庁は、今度は上級の職員に委任をしているというのが、この人事院の規則の一四四の六項に出ております。それで人事院が各省庁に委任している四等以下の問題について報告をする義務はないようですね。ですからどういうふうになつているのか、人事院としてもなかなか判断のしにくい点もあるうと思うのですが、ただ次の第七項に人事院は委任しておる——所轄庁の長に委任しておりますですね、それが与えた承認でこの規則に違反した場合、そのときは人事院がこれを取り消すことができる、こういうことになつ

○政府委員(大塚基弘君) 最後の件数の御質問でございますが、実は今までに取り消された件数はございません。しかし、その前のお話がございましたので、その辺の取り扱いを簡単に御説明申し上げておきます。四等級以下でももちろん役員の地位に就職する場合には、人事院で審査を行なって承認を与えなければならないということになつております。これは規則に規定してござりますので、御承知のとおりだらうと思います。それであと報告をするようにというふうなものは、規則等に出てこないじゃないかとおっしゃいますが、この点は、その取り消し権でござりますので、在来毎年報告されるようになつております。実は昨年からはこの報告を年二回、六ヵ月ごとに切りかえまして、二回報告をとる、これは一昨年あたりから人事院の扱っております三等級以上及び四等級以下の役員就任の場合も非常に件数がふえて参りましたので、この際やはりその辺をもう少し人事院としては十分監督できるようとにという意味で、報告の回数を二回にいたしました。その内容について、一応われわれとしては書面審査を行なつておりますし、それから特に件数の多い省庁、たとえば国税、運輸、大蔵本省、通産、建設というようなところに關しましては、昨年度から係官がおもむいて、十分指導を行なっていくということにしておりまして、今申し上げた省庁に關しましては、三十七年から係官を派遣して指導しております。

いをいたしたのですけれども、どうもこの法律の百十三条の第二項は、これは官利企業の役員の地位、これは評議員まで含めてですね、役員それから顧問もしくは評議員、そういうものについてはならないと、こう規定してある。そうしてそれについてのものは、一年以下の懲役、三万円以下の罰金と、罰条例で課してある。

しかしながら、実際はどうも次の第三項の人事院の承認を与えた場合いいことでぞろぞろ承認を与えた。若干の例外はあるけれども、これは例外にすぎない。それから罰条にひっかかった者もないようなお話ですが、何せ十五年間ないというお話、はなはだおめでたい話なんです。それからあと人事院規則によりますところの一四一四の第八項に出でております二年以内に移った場合、二年以内の場合は承認を得なければならぬことになつて、再申請しなければならぬというですが、これはどうもあいまいな形に置いておるのじやないかと思いますし、また、一番数字も多いのでしようけれども、省庁に委任されておる場合なんかを見ましても、人事院が権限を持つておる取り消した例は一件もないということになりますと、どうもきわめて法律はざる法である。

しかも運営もはなはだしくざる運営をしておる。みんな編らしておる、みんなと言わなくとも何かそういう印象を強く受けたわけですね。ですから何か有名無実のような気持がするのですね。私そういうふうな感じを持つてることについて、人事院のほうの御感想をお聞きしたい。ざる法であって、ざる運営をやっておるこれじゃみんな

お言葉によりますと、まことに哀れなことになりますて、私も立つてもいられないような感じに追い込まれるわけであります。それで、結局いかにもざる運営をやつておるのはいやないか、これは結局のところ、最初の入口の問題が私は大きなポイントになると思います。かつて私ども高等試験委員の制度がありましたころに、いわゆる特別任用の選考ということをやっておりましたけれども、大体正式の選考書類として持つてくるものは必ずパスするという形になるのですが、しかし、先ほどの局長の話にもありましたが、大体そういうものについては、初めから見込みのないものは各省のほうから持ち出さない、多少あやふやと周われるものは正式な書類が消されるとを待つまでもなく、事前に事務的の相談に来るというのが行政一般の私は実態であると思うわけであります。そういう意味において、初めからもう各省間で差し控えておるのがどのぐらいいあるかということは数字に出せませぬから、何とも申しわけありませんけれども、そういうものである。しこうして出て参りましたものは、私どもとしては、やはり公正に誠意を持って審査をして、そうしてこれはいすれ世間に知れることでございますから、見えましたことをやれようはずがないわけであります。それから今のように、全然もうぐりで脱法的な行為といふものがどのくらいあるか、これは調査をいたしておりませんというのが常識であります。それから今のように、全然も

す。常識でございますけれども、われわれとしては、やはり注意は注で常に関心を持つてやめた人々の行為にあります。そのうえで、先を注視はしておるということは申上げておきたいと思います。そういう意味での努力については至らぬところにあります。あるいはあるかもしれませんけれども、主として努力をいたしておるつもりで、そういうふうに申上げさせていただきたいたいと存じます。

が、もともとこの法の精神そのものはやはり在職中に営利企業と特殊な関係を結んでおいて、勧奨退職という格好ではなく、自分から何年かたてばその営利企業の地位につくのだくいうような工作、公務の公正を害するような工作をやるのをチェックするという精神で一応法は立法されていると思いまして、現実に高級公務員が離職する場合は、勧奨退職が大部分であるといふことになります。その辺は法の解釈からいってはそれほど不自然ではないのではないか。

それから、お話を反論をいたすよう

でございますけれども、やはり高級公

務員の場合でも、私どもの場合その勧

奨退職でないものでも申請は当然ござ

りますので、勧奨でない申請というも

のも、教は多くございませんけれども、出てきておることは確でございま

す。念のために申し添えます。

○鶴園哲夫君 ここでもどうもざる的

に考えられますですね、ざるみたいな

印象を受けますね。どうも全体として

見てどうも運営はざる法みたいな運営

の印象を受けるわけですがね。そこ

でもう一つ人事院規則一四四ですね、

これは非常に重要なわけなんですか

ど、この内容を見てみますと、あちこ

ちに、二十五年から実施することか

ら、二十九年から実施するとかあ

るいは三十一年から実施するとかい

う意味ですが、改正をしたという意味

ですか。

○政府委員(大塚基弘君) どうも不勉

強で恐縮ですが、今一々このカッコ書

き入っているのを私記憶しておらないかと思います。

○鶴園哲夫君 人事院規則というのは御承知のように、場合によると、法律にかかるくらいの重要性を持つた規則が多いわけですね。それで、この場合もやはり罰条を課している、懲役を課しているというこの運営するものでありますから、ですから本来はやはり法律でやるべきだと思います。けれども人事院は広く準立法的なものを持っておりまして、したがって、こういう重要なものは人事院規則で出るわけですけれども、その場合に、私の拝見いたしました印象では、これはどうもそれ

も、出てきておることは確でございま

す。念のために申し添えます。

○鶴園哲夫君 ここでもどうもざる的

に考えられますですね、ざるみたいな印象を受けますね。どうも全体として見てどうも運営はざる法みたいな運営の印象を受けるわけですがね。そこでもう一つ人事院規則一四四ですね、これは非常に重要なわけなんですか

ど、この内容を見てみますと、あちこちに、二十五年から実施することから、二十九年から実施するとかあるいは三十一年から実施するとかいう意味ですが、改正をしたという意味ですか。

○政府委員(大塚基弘君) どうも不勉強で恐縮ですが、今一々このカッコ書

がでござりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 経過的なお話をになりましたので、ついでに申し上

げておきたいと思いますが、この国家の公務員法が大改正で昭和二十四年に改まります際に、この条文が非常に厳格になったことは御承知のとおりです。一部中には前例によったということではないで前例によったということではないかと思います。

○鶴園哲夫君 人事院規則というのは御承知のように、場合によると、法律にかかるくらいの重要性を持つた規則が多いわけですね。それで、この場合もやはり罰条を課している、懲役を課しているというこの運営するものでありますから、ですから本来はやはり法律でやるべきだと思います。けれども人事院は広く準立法的なものを持っておりまして、したがって、こういう重要なものは人事院規則で出るわけですけれども、その場合に、私の拝見いたしました印象では、これはどうもそれ

も、出てきておることは確でございま

す。念のために申し添えます。

○鶴園哲夫君 総裁、そういうお話はまことにけつこうな話なんですが、先ほど申し上げましたように、國家公務員法には三十幾つの罰条があるのであります。政治活動の問題にいたしても、いろいろな面について罰条を課してお

るを得ないというのは、そういう意味

がでござりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 経過的なお話をになりましたので、ついでに申し上

りますが、このカッコ書

はどうもざる法的な感じがする。ざる

運営的な感じがする。これは不均衡

感だ、それ以外のものと比べまして不均

衡だという印象を抱くわけです。総裁、今おっしゃいましたように、経過

の問題についても、その当時はこれに

ついてもそういう論議があった。です

が、そのときにわれわれたまま立案

の衝に当たておりますして、この種の規制といふものは一体憲法上どうなる

だらうと、実は公務員たる身分を失つた後、すなわち、平民になつた人の就職をここで制限しようというのですか

が、そのときわれわれたまま立案

の衝に当たっております。その辺の調和を

が、そのときわれわれたまま立案

われ月給は低いけれども、あと五年くらいしてそこに行けば月給は一べんに二倍から三倍になるのだ。確かにそうです、二倍から三倍になる。そして退職金も公務員にいる間は、御承知のように、年単位で退職金をはじきますけれども、公団の理事とか監事になりますと、退職金は月単位ですから、二年五、六年勤めて二百万円もらつたとしますと、公団に行くと一年勤めれば二百万円くらいもらう、月単位ですからけたが違う。そしてそれもだんだん公団の中にも年功序列ができまして、お前ここに三年くらいおったから、その次にちょっとと上の公団に行けば、もうちょっと上の事業団に行けということですやめるんですね、上の公団に行くために五百万か六百万の退職金をもらう。仕事はどうも隠居仕事みたいになっちゃう。この間、機械開発公団なんというのは、あの小さな公団で、百八十人くらいおる公団で一億六千万円くらい赤字が出ちゃつた、その理事長がやめた、五年勤めてやめたのですが、一千万円の退職金をもらつた。そして今度はもつとでかい愛知用水公団の総裁になつちやつたのですね。また、これは五年おつたら今度二千万円くらいの退職金をもらう。これは公務員は、実際公務員でおるとときには非常に低い賃金で苦労しておるのですが、ここに行くことがぜん天国になつちやうですね。みな、高級公務員のパラダイスと言つておりますよ。で、九十九%の大多数、圧倒的大多数の公務員というのは、それこそ一生涯かかつて、ぐずぐず、ぐずぐず生活をするわけです。恩給をもつてみてても、これは昔と違いましてどうにもならない、退職金もちょっとび

が、今の高級公務員については、高級公務員でも、人事院、会計検査院、国會とか、そういうところはございませんけれども、そういうところはパラダイスになつちゃうんです。だからあまり人事院で給与を締め上げるものだから、そういうパラダイスを作るのじゃないですか。そういう印象すら抱きますよ、すか。そういう印象すら抱きますよ、実際そう思つてゐるんぢやないです。か。大多数の公務員は生涯ぐずぐずしなければならない、窮屈三昧の生活を送る。この連中だけはパラダイスですよ。たいへんなことですよ、これは私自身は、公務員制度として考えなければならないのじやないかと思うのですがね。というのは、大体五十になるとやめるのですね、八年くらい前までは。私も役所におりましてよく承知しておりますが、八年くらい前は四十四だったですよ、次官は。今は少し伸びまして五十になつた。非常に喜ばしいと思いますが、もつと年令を上げまして、せつかりこれからという活動時期ですか、もっと年令を上げて月給もぐっと上げて、公務員として生涯過ごしたいという者は、公務員として生涯過ごせるような待遇とそういう道を開いていたら、もつと年令を上げて月給もぐっと上げて、公務員として生涯過ごしたいかなければ、これから公団、公立が続続出てくるのじやないか。これは公務員制度というのを非常に乱しておるようになりますね。利益に密接な関係のある百三十条のような當利会社にどんどん天下百近くあります公団からまた天下の公団、公団の理事長とか、理事と

か、監事とか、監査役とか、あるいは部長という連中は、そういう営利会社に続々天下りするのです。電電通にますと、その周囲にめぐつていてる営利会社は一ぱいある。そこに天下るわけですね。何だか高級公務員については生涯うまくいくようになってしまいますね。パラダイスですよ、大体四十五才をこしたら、そんな印象を強く公務員に見えるということはよくない。だから公務員制度というものを、あるいは公務員給与というものを考える必要があるのではないか。これは日本だけじゃやらないでしようか、五十ぐらいでみんなをやめるというのは。これからというのも、みんなやめてしまう。だから、どうも妙なことをしたもんだと思つていいのです。これは本来の建前といふものは、しらがの局長がおり、しらがの公務員がおるということが公務員だと用う。これは終身公務員なんですかね。ところが、実際は終身じゃないんですよ。そういうことについてのお話をえはないものでしょうかね。これは、院総裁に見解をひとつ聞いておきたいですね。

はキスパートを吸収するということころであります。給与そのものをつかまえて、じつは公務員の給与のほうも公団に負けないようにひとつ大きいにやるべきだとうようなことになりますと、やはりこのところは、ここにわかつにやりすとはつきり申し上げるだけの自信びに勇気はございませんが。しかしあ公務員の給与のほうも公団に負けますと——若くして公務員がやめるこれが今のお話のいわゆるさる法とせられるもの、運営のさる、法律のもう一つの根本のお話になつて参りますと——大きな背景になつておると思つです。これはたまたま人事院の所管はございませんけれども、今のお話公団、公社に、いわゆる悪い言葉でいは天下る役人が天下るというよう公団が幾らしやつちよこ立ちしことも、その辺まではとても手が及ばないというような言い方もできるのです。
もう一つ、われわれの立場としてできなればならぬのは、やはりもう一つの御指摘の根本問題——しらが人事院が幾らしやつちよこ立ちしことも、その辺まではとても手が及ばないというような言い方もできるのです。
いう体制というものをどういうふうにして永住する、その地位に長くとどまえなければならぬのは、やはりもう一つの御指摘の根本問題——しらが人事院が幾らしやつちよこ立ちしことも、その辺まではとても手が及ばないというような言い方もできるのです。
したが保障、確保することができか、これを一番の根本問題として、なた、これはわれわれ自身の問題としますの点につきましては、何か制度上の問題——私どもは主として制度上の問題

まやないといふ問題としてその方法があるかどうかあります。それはいろいろな条件がからみ合っておるのと、それが抜本要源的な名案というものはございませんが、これは確かに一つの大課題として、なお今後追求していくべきことだらうと、私自身感じております。

○鶴園哲夫君 総裁、先ほど申し上げましたように、七、八年前までは四才であったのですよ、次官をやめ年令にしてもね。それが今日五十をしておりますから、もうちょっとふせばいいんですよ。ですから、同期者が二人ぐらい次官になれば、逐次五十五に相当し、六十に相当する、五十五に相当し、六十に相当する、六十ぐらいに延びればいいのですよ。そのかわり、給与もうん上げなければいけない。それはやはり公団の監事とかあるいは役員ですねそういうものが非常に月給が高いわですよ。退職金はべらぼうにいい。ところが、その下に働いている職員たちは、ほとんど全部公務員が行なうわけです。また、帰つてくる場合もい。帰つてきます。公務員が行くんですが、これは給与はそんなに高くなりますよ。一割五分か二割ぐらいしか公務員より高くない。その相当数の員といふものは何か非常な離れた存

になつてゐるわけですね。そうして、それはいざれも公務でありますから、一種の公務ですからして、それなりの職務——公正さとそれから公務を遂行する義務を負わされている。ところが、これから天下る場合は、これはまた野放しという状況なんですね。幾らでも天下る。どこも押えるところがなあ。それはまた行政管理庁は、弊害があるならこれは立法せにやいかぬ、こう言つておりますがね。何だか私は、公務員の給与の問題にしても、あるいは制度の問題にしても、問題があり過ぎる、公務員はかわいそだと思ひますね。まあ、今のところあまりはみ出しても困りますから、私は以上御質問申しまして私の質問は終わりたいと思いますが、その前にもう一つだけ、この人事院からいただきました一覧表を見ますと、一番申請の多いのは、いわゆる當利会社に天下りの申請を出しているのは大蔵省が一番多いのですね。その次が運輸省、それから通産省、こういう順序になりますね。全くないところがあるわけですね。これは人事院とか、それから行政管理庁とか——行政管理庁も最近あるようですね。監査役に、行政監察というのをやるものですから、監査に向いているというので監査役が出ているようです、四、五人。ですが、人事院とか、会計検査院とか、国会、こういうところはないわけですね。そういうところの高級公務員といふものは、これはどうも同情に値しますね。全部がそういう状況になつてゐる中で、ごく一部のものがそういうものがないところがありますね。ははだ私は同情にたえないのでですね。これもどうも——この間行政

管理庁へ行きましたて、そういう話をしてましたら、ないほうが公務員としてはいい仕事ができるのだとおっしゃる。そのとおりです。ところが、それがみんなあるわけですからね。どうもこれは一体公務とはどうなつておるのかといふ疑問を持つのだけれども、給与というものはそういうものを勘案してできないものですか。だってパラダイスを控えているのです、大きく門を開けて。そこへ当然のごとく進出する者と、実際行けない行とあるわけですよ、それは考えられませんか。

○政府委員(佐藤達夫君) どうもエキパートであらせられる鶴園委員から御質問でありますから、どうも答えにくいのであります、これはもう大体お察しのとおりとお答えするほかはないのじゃないですかと思います。

○鶴園哲夫君 はなばだこれは不均衡ですね。私の質問は終わります。

○委員長(村山道雄君) ちょっと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(村山道雄君) 速記をつけて下さい。

他に御質疑はありませんか。——他に御発言がなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四分散会

(目的) 第一条 この法律は、東京都の過大都市化によりわが国の政治、経済、文化及び教育の中心としての機能がまひしている現状にかんがみ、わが国の政治、経済、文化及び教育の中心としてふさわしい首都を建設するため、これに關する重要事項について検討することを目的とする。

(設置)

第二条 内閣に、首都建設問題調査会（以下「調査会」という。）を置く。
(所掌事務)

第三条 調査会は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- 一 首都建設の基本となるべき事項
- 二 首都建設に必要な財政上の措置
- 三 首都建設に必要な立法上の措置
に關する事項
- 四 首都建設を実施すべき行政機構
に關する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、首都建設に関する重要な事項

2 調査会は、前項に規定する事項に關し調査審議した結果を、この法律の施行の日から二年以内に、内閣及び内閣を通じて国会に報告するものとし、必要な事項については、内閣の承認を得て、関係行政機関に対し勧告することができる。

(組織)

第四条 調査会は、会長一人及び副会長二人並びに委員五十人以内で組織する。

2 会長は内閣総理大臣、副会長は経済企画庁長官及び建設大臣をもつて充てる。

委員は、内閣が指定した関係各大臣並びに国会議員及び学識経験のある者のうちから内閣が任命した者をもって充てる。

会長、副会長及び委員は、非常勤とする。
(会長及び副会長)

第五条 会長は、会務を総理する。

副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(専門委員)

第六条 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

専門委員は、学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が任命する。専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

専門委員は、非常勤とする。
(幹事)

第七条 調査会に、幹事を置く。

幹事は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

幹事は、調査会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。
幹事は、非常勤とする。
(部会)

第八条 調査会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

部会に属すべき委員、専門委員及び幹事は、会長が指名する。

部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

第九条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第十条 調査会の事務を処理させるため、調査会に事務局を置く。

1 事務局に、事務局長、事務局事務官その他所要の職員を置く。

2 事務局長は、内閣総理大臣が任命する。

3 事務局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、部内の職員の任免、進退を行ない、かつ、その服務につき、これを監督する。

4 事務官は、命を受け、事務を整理する。

5 事務局長を除くほか、事務局に恒常に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、二十人とする。

(主任の大臣)

第十一條 調査会に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(委任規定)

第十二条 この法律に定めるもののか、調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約四千万円の見込みである。

号条約を無条件で批准し、公務員に

労働基本権をかねすこと。

三、日韓会談を即時中止し、あわせて

安保条約を破棄すること。

以上三項目の実現を期せられたいとの
請願。

北陸地方を中心に裏日本全体を襲つ
た空前の豪雪による被害は、まことに
じん大であった。昨年春から公務員の
賃金一律五千円引上げ等を要求してき
たが、これが実現しない上に、今回の
大被害で公務員の生活困窮はなはだし
いものがあり、この被害については當
然政府において保障措置を講すべきで
ある。

また、第二項、第三項についても、
公務員の権利を守り、國民大衆の幸福
のため、これを実現せられたい。

昭和三十八年六月十五日印刷

昭和三十八年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局